

## サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関するよくある質問

### 事業の要件について

Q 1

「構造・防火面で先導性に優れた設計又は施工技術が導入される事業計画であること」とは具体的にどのようなことですか。

A 1

一般に木造の建築物は、法令等により、建設する地域や建築物の規模により構造、防火面等における種々の規制がかかりますが、法令等の規制の範囲内においても、設計上や施工面での技術的工夫により、建築物の木造化、木質化は十分可能であり、このような工夫が盛り込まれている事業計画のことを指します。

Q 2

大臣認定を取得する必要がある建築物でなければ、対象とならないでしょうか。

A 2

要件を満たしていれば、必ずしも大臣認定を取得する必要はありません。なお、当該技術が既に実用化されているものであっても、新たな用途や地域等に導入される取組は対象となります。

Q 3

「構造材又は内外装材に木材を一定以上使用するものであること」の

2) 木質化については、以下のa 又はb のいずれかを満たすこと

a. 本事業の対象となる建築物について、その面積の過半部分の床を木材による内装仕上げとするとともに、当該部分の壁又は天井をできる限り木材による内装仕上げとすること

b. 本事業の対象となる建築物について、その外壁の見付面積の過半の部分を木材による外装仕上げとすること

の「過半」とは具体的にどう判断するのですか。

A 3

設計図面等において、対象面積に占める木質化を行う面積の割合が50%を超えているものとします。

Q 4

「補助対象となる実施設計及び建築工事については、採択通知日以降の着手とする必要があります。」とされていますが、補助事業に申請する現段階で、すでに設計に着手しています。この場合、補助対象の事業はどうなるのでしょうか。

A 4

設計について既に着手している場合、設計費は補助の対象にはなりません。なお、建設事に未着手であれば、建設工事費については補助の対象となります。

Q 5

地方公共団体等からの支援を受ける必要はありますか。

A 5

必ずしも地方公共団体等の支援を受けている必要はありません。ただし、地方公共団体や研究機関等の関係者と連携し、地域の課題解決や地方創生に資する取組を行うものは高く評価します。

Q 6

対象建築物は公共性のある建築物に限るのでしょうか。

A 6

要件に適合すれば、建築物の用途は問いません。ただし、多数の者が利用する施設等、普及波及効果が高いと考えられるものは高く評価されます。

#### 対象事業者について

Q 7

「建築主が提案者となる」とあるが、「建築主」と「提案者」が異なるとだめなのでしょうか。

A 7

補助を受ける者は、原則として「建築主」＝「提案者」となりますが、提案や諸手続において建築主と書面による代理契約を交わした者が関係者として実務を遂行することは排除しません。

#### 補助額について

Q 8

「掛かり増し費用相当額」とは何ですか。

A 8

木造化・木質化に関する先導的な設計・施工技術を導入した場合の工事費と、木造としない又は木質化を行わないなど、当該設計施工技術を導入しない場合の工事費との差額のことです。

Q 9

付帯事務費として申請可能な費用としてはどのようなものがありますか。

A 9

事業実施後の報告会や見学会、建物に建築物の先導性をPRするプレートの設置等の普及、波及に資する取組に係る人件費、旅費、一般管理費等が対象となります。

#### 留意事項

Q 1 0

補助対象として申請する建築物の工事費について、他の補助金を受けていれば一切対象とならないのでしょうか。

A 1 0

原則、他の補助金の対象となっている建築物の工事費は補助の対象となりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

具体的に以下のような場合であれば補助対象となり得ます。

(例1)

本事業の補助対象となる建築物の部分と他の補助金の対象となる建築物の部分が別棟、別階または別区画になっているなど、補助対象となる部分が明確に切り分けることができる場合。

(例2)

以下の条件を両方とも満たす場合などで、本補助事業では建築物の木造化・木質化による掛かり増し工事費部分を補助対象とし、他の補助事業においては建築物の木造化・木質化以外の部分を補助対象とすることが明確に説明できる場合。

① 他の補助金において、建築物の構造（木造、非木造）にかかわらず、一定額の補助金が交付される。（特別養護老人ホーム等で対象ベッド数等に応じて補助金額が決定し、交付される場合など）。

② 補助を受けようとする施設について、木造と非木造の場合（又は、木質化を行う場合と行わない場合）のそれぞれの工事費を算出したうえで、その差額である「掛かり増し費用相当額」を算出することが可能である。

#### 平成28年度補正予算分

Q 1 1

「木造実験棟」の「木造」とは具体的にどのようなものですか。

A 1 1

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）募集要領【平成28年度 募集版】（平成28年6月）の「2. 1 事業の要件 ③ 1）」と同じ考え方にに基づきます。

Q 1 2

補助額の算定における「実験・実証等の事業実施年数」について、実験は2年間しか行いませんが、その後5年以上展示を行う場合は、7年と考えてよいのでしょうか。

A 1 2

「実験・実証等の事業実施年数」のうち、少なくとも半分以上は実験・実証を行う必要があります。実験を2年間しか行わない場合、補助額の算定に含めることのできる展示期間は、最大2年となりますので、補助対象経費の4/7が補助額となります。

※その他、ご不明な場合は個別に支援室までご相談頂きますよう、よろしく申し上げます。